

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(滋賀県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
滋賀県 大津市 草津市 彦根市 近江八幡市 ※3 守山市 長浜市 東近江市	<ul style="list-style-type: none"> 新設※2部分の延べ面積が50平方メートルを超える1戸建ての専用住宅および併用住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条の適用を受ける建築物 	H24.4.1～H34.3.31 (下記以外)
	<ul style="list-style-type: none"> 主要構造部を木造とした建築物で地上の階数が3以上のもの(主要構造部の一部に木造以外の構造を併用する建築物を含む。) 新設※2部分の延べ面積が50平方メートルを超える長屋住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 法第68条の11第1項または法第68条の22第1項の規定に基づき認証を受けた者が製造する当該認証に係る型式部材等による建築物 丸太組構法(平成14年国土交通省告示第411号に定める工法をいう。)による建築物 	H12.7.1～H** .3.31 (大津市) — (草津市) H19.6.20～H34.3.31 (彦根市、長浜市、東近江市)
	<ul style="list-style-type: none"> 法別表第1(イ)欄の(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超えるものまたは3階以上の階をその用途に供するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 移転する建築物 	
	※1 建築しようとする部分 ※2 新設とは、新築、増築または改築によって居室、台所および便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいう。 ※3 近江八幡市内、中間検査を行う区域として沖島除く		

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※H24年11月現在の指定に基づく、表記としています。確認申請の提出時期により、従前の指定に係る場合がありますので御注意願います。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事(※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(滋賀県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
滋賀県 大津市 草津市 彦根市 近江八幡市 守山市 長浜市 東近江市	木造	土台、柱、はりおよび筋かいを金物により接合する工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、壁を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁または天井を設ける工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、枠組を覆う屋内側※2の壁または天井を設ける工事の工程)	
	S造	地階を除く階数1のもの	鉄骨の軸組を溶接し、またはボルト等により接合する工事(建て方)の工程	鉄骨の軸組の相互の溶接部分またはボルト等の接合部分を覆う工事の工程
		上記以外のもの	2階の床版の取り付けまたは床版の鉄筋を配置する工事の工程	壁の外装工事、内装工事および床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	RC造等※1	基礎工程	基礎および地中梁に鉄筋を配置する工事の工程	特定工程時に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
		建て方工程	2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	特定工程時に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	混構造	主たる構造の工程に準ずる。		主たる構造の工程に準ずる。
	備考	・建築物の規模、敷地または周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあつては、その段階的に行う工程ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。 ※1 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、組石造、プレキャスト鉄筋コンクリート造 ※2 近江八幡市は”屋外側”となります。		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※H24年11月現在の指定に基づく、表記としています。確認申請の提出時期により、従前の指定が係る場合がありますので御注意願います。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。